

2009年 11月 13日

各位

会社名：株式会社システム ディ

代表者：代表取締役会長兼社長 堂山 道生

(コード番号：3804)

問合せ先：専務取締役管理本部長 井ノ本 登司

電話：075-256-7777 (代)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2009年12月17日開催予定の第28期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式が株式振替制度に一斉に移行したこと(いわゆる株券の電子化)に伴い、株券を発行する旨の当社定款の規定は廃止されたものとみなされております。このため、当社定款上、不要となった条文および文言について形式的な変更を行うものであります。また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (2) 大阪証券取引所が定めた「企業行動規範に関する規則」第9条により、監査役会および会計監査人の設置が必要となるため、監査役会および会計監査人を設置する旨の規定を新設するものであります。
- (3) 当社の事業は、顧客の年度予算の関係で毎年3月と9月に売上が集中する傾向があり、決算手続きにおける事務作業量の軽減を図るため、現行定款第36条〔事業年度および決算期〕を変更するものです。また、決算期の変更に伴い、現行定款第14条〔定時株主総会の基準日〕、同第37条〔剰余金配当の基準日〕及び同第38条〔中間配当の基準日〕につきましても、所要の変更を行うものであります。
- (4) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は下記の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第3条 (省略)</p> <p>第4条 [機関]</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第5条～第6条 (省略)</p> <p>第7条 [株券の発行]</p> <p>当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>第9条 [単元株式数および単元未満株券の不発行]</p> <p>当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2 当社は、<u>第7条の規定に関わらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>第10条 [単元未満株式を有する株主の権利]</p> <p>当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利</p> <p>第11条 [株主名簿管理人]</p> <p>当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 [機関]</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>第8条 [単元株式数]</p> <p>当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>第9条 [単元未満株式を有する株主の権利]</p> <p>当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利</p> <p>第10条 [株主名簿管理人]</p> <p>当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿<u>および新株予約権原</u></p>

む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

第12条～第13条 (省略)

第14条 [定時株主総会の基準日]

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

第15条～第30条 (省略)

第5章 監査役

第31条 [監査役の数]

当会社の監査役は、3名以内とする。

第32条～第35条 (省略)

第36条 [事業年度および決算期]

当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とし、事業年度末日を決算期とする。

第37条 [剰余金配当の基準日]

当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年9月30日とする。

第38条 [中間配当の基準日]

当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる。

第39条 (省略)

(新設)

簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

第11条～第12条 (現行どおり)

第13条 [定時株主総会の基準日]

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年10月31日とする。

第14条～第29条 (現行どおり)

第5章 監査役および監査役会

第30条 [監査役の数]

当会社の監査役は、3名以上とする。

第31条～第34条 (現行どおり)

第35条 [事業年度および決算期]

当会社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの1年とし、事業年度末日を決算期とする。

第36条 [剰余金配当の基準日]

当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年10月31日とする。

第37条 [中間配当の基準日]

当会社は、取締役会の決議によって、毎年4月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

第38条 (現行どおり)

附則

第1条

当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。本条は、2010年1月6日をもってこれを削除する。

第2条

第35条〔事業年度および決算期〕の規定にかかわらず、2009年10月1日から始まる第29期事業年度は、2010年

	<u>10月31日までの13ヵ月間とする。本条は、第29期事業年度経過後、これを削除する。</u>
--	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2009年12月17日
定款変更の効力発生日 2009年12月17日

以上